

商品概要説明書

年金予約定期貯金 プレシヤス(3年)

(2020年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○年金予約定期貯金「プレシヤス」 スーパー定期貯金 (複利型)
2. 販売対象	○当組合で年金受給を予約された満55～64歳の個人の方 (年金受給者・指定替え予約者は除く) 年金予約票にて住所・氏名等の外、①基礎年金番号②勤務先③退職予定日④年金種別⑤年金手続予定日を記入いただける方。
3. ご利用いただける資金	○新たに預けいただける資金
4. 取扱期間	○2019年4月1日(月)～
5. 期間	○定型方式……3年 満期時、店頭表示金利にて自動継続されます。 ※年金予約専用定期貯金のため、満期は年金受給権発生日までとする。
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○20万円以上 1,000万円未満 お一人様総額無制限 ○1円単位
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日 (または継続日) の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。ただし、一部支払後の定期貯金金額は20万円以上とします。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ○20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※ の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
9. 手数料	——
10. 付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れられます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができ

	ます。
11. 中途解約時の取扱い	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1)預入期間を、3年の定型方式とした場合</p> <p>①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>②6か月以上1年未満 ……… 約定利率×40%</p> <p>③1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50%</p> <p>④1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60%</p> <p>⑤2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70%</p> <p>⑥2年以上3年未満 ………… 約定利率×90%</p>
12. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または企画部(電話:0550-84-4805)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを利用することも可能です(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。)ので利用を希望される場合は上記JA企画部または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA御殿場